



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 告 示

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づく生活環境の保全上の支障の除去等の措置（環境整備課） ..... 1
- 農業委員会ネットワーク機構の指定の告示（農政経済課） ..... 1
- 土地改良区の役員の住所の変更の届出（村づくり計画課） ..... 2
- 土地改良区の清算人の退任の届出（村づくり計画課） ..... 2
- 民有保安林の指定の解除（森林管理課） ..... 2
- 森林病虫害等防除法に基づく命令の内容の公表（森林管理課） ..... 2
- 県立博物館・美術館の観覧料の承認・2件（文化振興課） ..... 3
- 都市計画事業の変更の認可（道路街路課） ..... 4
- 道路の区域の変更（道路管理課） ..... 5
- 公共測量の実施の終了の通知・2件（道路管理課） ..... 5
- 公共測量の実施の終了の通知（都市計画・モノレール課） ..... 5

### 公 告

- 事後調査報告書の縦覧（空港課） ..... 6

### 教育委員会事項

- スクールカウンセラー等設置規程の一部を改正する訓令 ..... 6

## 告 示

### 沖縄県告示第84号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第19条の5第1項の規定に基づく支障の除去等の措置を命ずべき者の全てを確知することができないので、法第19条の8第1項後段に規定する当該支障の除去等の措置を講じること等について告示する。

平成28年 2月26日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 講ずべき措置の内容 廃タイヤ保管ヤード（沖縄県中頭郡西原町字小那覇兼城原1466番及び1483番）に保管している廃プラスチック類等の産業廃棄物を生活環境の保全上の支障が生じることのないよう撤去し、及び適正に処理すること。
- 2 措置すべき者 法第19条の5第1項各号に掲げる者（以下「処分者等」という。）
- 3 措置の期限 平成28年 6月13日
- 4 沖縄県知事による措置等 処分者等が1の措置を3の期限までに講じないときは、沖縄県知事が法第19条の8第1項の規定に基づき、当該支障の除去等の措置を講じ、処分者等から当該措置に要した費用を徴収する。

### 沖縄県告示第85号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第42条第1項の規定により、農業委員会ネットワーク機構を次のとおり指定した。

平成28年 2月26日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 農業委員会ネットワーク機構の名称 一般社団法人沖縄県農業会議
- 2 農業委員会ネットワーク機構の住所 南風原町字本部453番地 3
- 3 農業委員会ネットワーク業務を行う事務所の所在地 南風原町字本部453番地 3
- 4 農業委員会ネットワーク業務の開始の日 平成28年 4月 1日

#### 沖縄県告示第86号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、石垣島土地改良区から役員の住所に変更があった旨の届出があった。

平成28年 2月26日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理事、監事の別	氏名	住所	
		変更前	変更後
理事	大松正昭	石垣市字平久保25番地	石垣市字平久保25番地21

#### 沖縄県告示第87号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、次のとおり都田土地改良区から清算人が退任した旨の届出があった。

平成28年 2月26日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

氏名	住所
當山安秀	恩納村字瀬良垣254番地
當山徳成	恩納村字瀬良垣465番地
當山安武	恩納村字瀬良垣1386番地 1
儀間眞光	恩納村字瀬良垣474番地
大城堅一	恩納村字瀬良垣476番地
名嘉真堅榮	恩納村字瀬良垣758番地
當山進	恩納村字瀬良垣1288番地

#### 沖縄県告示第88号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成28年 2月26日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 解除に係る保安林の所在場所 宮古島市下地字洲鎌ニシタナ子852番 2（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 農道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県宮古農林水産振興センター農林水産整備課において縦覧に供する。）

#### 沖縄県告示第89号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定により薬剤による防除を命ずるので、同

条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次の事項を公表する。

平成28年 2月26日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 区域及び期間

- (1) 区域 今帰仁村、本部町、名護市及び恩納村の区域内に存する松林の区域のうち次のとおりとする。  
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課において縦覧に供する。)
- (2) 期間 平成28年4月1日から同年6月30日まで

2 森林病虫害等の種類 松くい虫

3 行うべき措置の内容 松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、薬剤による防除を実施すること。

4 命令をしようとする理由 松くい虫の被害のまん延防止のため

5 その他必要な事項

- (1) 3に規定する措置を行う樹木及びその措置の内容については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- (2) 3に規定する措置を行った者又はその代理人は、当該措置を実施した後、速やかに当該措置を実施した樹木が所在する地域を管轄する沖縄県北部農林水産振興センター所長を経由して知事にその旨を届け出ること。ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでないこと。
- (3) 3に規定する措置の実施に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った日から15日以内に当該措置を実施した樹木が所在する地域を管轄する沖縄県北部農林水産振興センター所長を経由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が3に規定する措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付するものとする。
- (4) 知事は、3に規定する樹木を所有し、又は管理する者が1(2)に定める期間内に3に規定する措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがあること。
- (5) 知事は、(4)による措置を行った場合において、当該措置の費用の額が、3に規定する措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがあること。

沖縄県告示第90号

沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例（平成18年沖縄県条例第72号）第11条第5項の規定により、次のとおり沖縄県立博物館・美術館の観覧料を承認した。

平成28年 2月26日

沖縄県文化観光スポーツ部長 前 田 光 幸

1 施設の名称 沖縄県立博物館・美術館

2 指定管理者

文化の杜共同企業体

- 代表者 那覇市久茂地2丁目2番2号 株式会社沖縄文化の杜
- 那覇市久茂地2丁目2番2号 株式会社沖縄タイムス社
- 浦添市勢理客三丁目9番11号 株式会社国際ビル産業

3 観覧料を承認した期間 平成28年2月26日から同年3月13日まで

4 観覧料の額

企画展「沖縄県立芸術大学開学30周年記念事業 芸大の御宝展」

区分		観覧料の額（1人につき）	
		個人の場合	団体の場合
博物館施設	一般	410円	330円
	大学生及び高校生	260円	210円

	中学生及び小学生	150円	120円
--	----------	------	------

- 備考 1 「一般」とは、「大学生及び高校生」及び「中学生及び小学生」のいずれにも該当しない者（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。）をいう。
- 2 「大学生及び高校生」とは、大学の学生及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいう。
- 3 「中学生及び小学生」とは、中学校の生徒及び小学校の児童その他これらに準ずる者をいう。
- 4 「団体の場合」とは、20人以上の団体で観覧する場合及び教育委員会規則で定める場合をいう。

**沖縄県告示第91号**

沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例（平成18年沖縄県条例第72号）第11条第5項の規定により、次のとおり沖縄県立博物館・美術館の観覧料を承認した。

平成28年 2月26日

沖縄県文化観光スポーツ部長 前 田 光 幸

- 1 施設の名称 沖縄県立博物館・美術館
- 2 指定管理者  
文化の杜共同企業体  
代表者 那覇市久茂地2丁目2番2号 株式会社沖縄文化の杜  
那覇市久茂地2丁目2番2号 株式会社沖縄タイムス社  
浦添市勢理客三丁目9番11号 株式会社国際ビル産業
- 3 観覧料を承認した期間 平成28年3月19日から同年4月17日まで
- 4 観覧料の額  
企画展「パブロ・ピカソ ゲルニカ（タピスリ）沖縄特別展－戦後70年、今ゲルニカで考える」

区分		観覧料の額（1人につき）	
		個人の場合	団体の場合
美術館施設	一般	900円	720円
	大学生及び高校生	600円	480円
	中学生及び小学生	400円	320円

- 備考 1 「一般」とは、「大学生及び高校生」及び「中学生及び小学生」のいずれにも該当しない者（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。）をいう。
- 2 「大学生及び高校生」とは、大学の学生及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいう。
- 3 「中学生及び小学生」とは、中学校の生徒及び小学校の児童その他これらに準ずる者をいう。
- 4 「団体の場合」とは、20人以上の団体で観覧する場合及び教育委員会規則で定める場合をいう。

**沖縄県告示第92号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成16年沖縄県告示第604号で認可した那覇広域都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成28年 2月26日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 施行者の名称 那覇市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
(1) 種類 那覇広域都市計画道路事業  
(2) 名称 3・5・1号小禄赤嶺線
- 3 事業施行期間 平成16年8月17日から平成31年3月31日まで

## 4 事業地

- (1) 収用の部分 変更なし
- (2) 使用の部分 なし

## 5 変更の内容 事業施行期間の延長

**沖縄県告示第93号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県中部土木事務所において、平成28年2月26日から同年3月10日まで一般の縦覧に供する。

平成28年2月26日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 那覇北中城線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	西原町字翁長522番5から 西原町字翁長523番12まで	42.1m ～ 49.7m	54.1m
新	西原町字翁長522番5から 西原町字翁長523番12まで	42.1m ～ 43.0m	54.1m

**沖縄県告示第94号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、沖縄県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成28年2月26日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 公共測量を実施した地域 沖縄市高原及び大里
- 2 公共測量を実施した期間 平成27年8月1日から平成28年2月4日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

**沖縄県告示第95号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、沖縄県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成28年2月26日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 公共測量を実施した地域 西原町地内
- 2 公共測量を実施した期間 平成27年11月1日から平成28年2月8日まで
- 3 作業種類 公共測量（水準測量）

**沖縄県告示第96号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、石垣市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成28年2月26日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 公共測量を実施した地域 石垣市字登野城、字平得及び字真栄里のそれぞれ一部
- 2 公共測量を実施した期間 平成23年10月21日から平成24年3月31日まで

## 3 作業種類 公共測量（出来形確認測量）

---

**公 告**

---

沖縄県環境影響評価条例（平成12年沖縄県条例第77号）第49条第2項において準用する同条例第36条の規定により、事後調査報告書を作成したので、同条例第49条第2項において準用する同条例第38条の規定により、次のとおり当該事後調査報告書を縦覧に供する。

平成28年 2月26日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

## 1 法対象事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

- (1) 名称 沖縄県
- (2) 代表者の氏名 沖縄県知事 翁長雄志
- (3) 主たる事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号

## 2 法対象事業の名称、種類及び規模

- (1) 名称 新石垣空港整備事業
- (2) 種類 飛行場及びその施設の設置の事業
- (3) 規模 滑走路の長さ 2,000メートル

## 3 法対象事業が実施されるべき区域 石垣市

## 4 事後調査の実施期間 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

## 5 事後調査報告書の縦覧場所、期間及び時間

## (1) 縦覧場所

- ア 沖縄県土木建築部空港課 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2400
- イ 沖縄県八重山土木事務所 石垣市字真栄里438番地1 電話番号0980-82-2217
- ウ 石垣市企画政策課 石垣市美崎町14番地 電話番号0980-82-1350
- エ 竹富町企画財政課 石垣市美崎町11番地1 電話番号0980-82-6191
- オ WWFサンゴ礁保護研究センターしらほサンゴ村 石垣市字白保118番地 電話番号0980-84-4135

- (2) 期間 平成28年2月26日から同年3月28日まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）とする。ただし、WWFサンゴ礁保護研究センターしらほサンゴ村については、平成28年2月26日から同年3月28日まで（水曜日を除く。）とする。

- (3) 時間 午前9時から午後5時まで

## 6 その他参考となる事項 なし

## 7 この公告及び縦覧に関する問合せ先

- (1) 沖縄県土木建築部空港課 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2400
- (2) 沖縄県八重山土木事務所 石垣市字真栄里438番地1 電話番号0980-82-2217

---

**教 育 委 員 会 事 項**

---

**沖縄県教育委員会訓令第1号**

スクールカウンセラー等設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年 2月26日

沖縄県教育委員会

委員長 泉 川 良 範

**スクールカウンセラー等設置規程の一部を改正する訓令**

スクールカウンセラー等設置規程（平成20年沖縄県教育委員会訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「図るため」の次に「、教育庁県立学校教育課」を加え、「沖縄県立高等学校」を「県立学校」に改める。

第3条中「カウンセラー等は」の次に「、教育庁県立学校教育課の課長」を加え、「沖縄県立高等学校」を「県立学校」に、「所長等」を「課長等」に改める。

第7条第1項及び第2項中「所長等」を「課長等」に改める。

**附 則**

この訓令は、平成28年2月26日から施行する。

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 ちとせ印刷 〒901-2131 浦添市牧港二丁目1番5号</p>
---	--